

思いやり駐車場の適正利用に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙が管理する車いす使用者用駐車施設（以下「思いやり駐車場」という）の適正利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲及び乙の役割）

第1条 甲は、思いやり駐車場を利用できる者に対し、思いやり駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

2 乙は、思いやり駐車場の適正な管理に努めるものとする。

（乙の協力）

第2条 乙は、思いやり駐車場に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

2 乙は、思いやり駐車場に利用証を掲示していない車両があった場合には、利用証を掲示する旨の依頼をするものとする。

3 乙は、利用証の交付を受けていない者であっても、特に必要と認めるときは、思いやり駐車場の利用について配慮するものとする。

4 乙は、思いやり駐車場の利用状況を把握し、当該駐車施設の確保に努めるものとする。

（周知）

第3条 甲及び乙は、思いやり駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

（疑義の解決）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町1-1-1
氏名 群馬県知事 大澤 正明 印

乙 住所
氏名 印